

組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会（第9回）

1 日 時

令和3年2月16日（火）10:00~12:00

2 場 所

WEB会議による開催

3 出席者

（構成員）手塚座長、宮内座長代理、新井構成員、伊地知構成員、岡田構成員、小川構成員、小木曾構成員、小田嶋構成員、堅田構成員、小松（文）構成員、小松（博）構成員、柴田構成員、渋谷構成員、袖山構成員、中田構成員、中村構成員、濱口構成員、山内構成員、若目田構成員

（オブザーバー）小島内閣官房情報通信技術総合戦略室参事官補佐、山本内閣府政策統括官（科学技術イノベーション担当）上席政策調査員、朝山法務省民事局商事課課長補佐、布山経済産業省商務情報政策局総務課情報プロジェクト室室長補佐、手塚経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課課長補佐

（総務省）田原サイバーセキュリティ統括官、藤野サイバーセキュリティ統括官室審議官、中溝サイバーセキュリティ統括官室参事官（総括担当）、高村サイバーセキュリティ統括官室参事官（政策担当）、海野サイバーセキュリティ統括官室参事官（国際担当）、高岡サイバーセキュリティ統括官室参事官補佐

4 配布資料

資料9-1 組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会（第9回）事務局資料

資料9-2 富士通株式会社提出資料

資料9-3 電子認証局会議提出資料

参考資料9-1 組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会（第8回）議事要旨

5 議事要旨

（1）開会

（2）議題

① 関係者ヒアリング

事務局から資料9-1について、渋谷構成員から資料9-2について、

小田嶋構成員から資料 9-3 について説明があった。

② 意見交換

主な意見は以下の通り。

小田嶋構成員：資料 9-1 の 6 ページ目の企業コードについて、ビューロー・ヴァン・ダイクも法人、個人事業主、あとは権利能力なき社団・財団、その他の任意団体に対して番号を発行しているため追加してはどうか。

7 ページ目、事業所コードの在り方については様々議論があったところだが、粒度の問題や複数の制度が乱立していることもあり統一的な事業所コードを e シール用電子証明書に記載するのは非常に難しいと考えている。e シールを付与する対象データ自体に事業所やその問合せ先等を記載し、e シールは法人単位で付与すれば十分ではないかと思料。e シールに事業所を記載した結果、事業所名が変わる度に再発行が必要となると、e シールの利便性は下がる。電子証明書の OU (Organization Unit) で事業所等を記載することもあったが現在 CAB フォーラムでは記載しない方向で検討されていると聞いている。事業所について記載がある申込を電子認証局が受けた場合、当該認証局は基本的に申込内容を信じて e シール用電子証明書を発行するということになるが、それで問題はないだろうか。他方、事業所の実在性を実際に確認するとなると電子認証局の負担は非常に重くなる。

11 ページ目の個人と組織代表者のひもづけについて、代表権限のない同姓同名従業員の申込みを識別してはじく必要がある。商業登記には代表者の氏名と共に、自宅住所が記載されているため当該情報と住民票で照合可能であり、印鑑証明書には代表者の氏名とともに、生年月日が記載されていることから、これらを全て結びつけることにより、曖昧さが回避されて完全に識別できると思う。12 ページ目、レベル 3 の第三者機関が管理するデータベースというところは、EV 証明書の発行に際して、物理的な存在と運営的存在の確認に活用されるものと認識している。

13 ページ目、電子証明書のフォーマットが X.509 というのであれば異論はない。法人番号等の組織を一意に特定できる識別子が必要。また、e シールのレベルに応じて、求める記載事項に違いを持たせるかどうかについても検討する必要がある。レベル 2 との比較と

いう意味ではレベル3であることが確認できる情報が電子証明書に格納できれば区別できる。

資料9-2の6ページ目、サブジェクトには基本的に英文商号が記載されるものの、国内の使い方を考えると、商号（和文名称）も必要。電子証明書の subjectAltName に記載するというのも1つの手段だと思う。識別子については、資料にあるようにEUのeIDASの例にならない OrganizationIdentifier へ NTRJP-法人番号という形で記載することが考えられる。他方、LEIに関してはISO 17442-1で規定があり、独自のOID (ObjectIdentifier) が振られている。そのため、LEI記載のときはISO準拠の独自OID (ObjectIdentifier) に記載するか、EUのeIDASの例にならって Organization Identifier に記載するか決めの問題となる。最後に、7ページ目の欧州における身元確認というところで、現段階ではドラフトである ETSI TS 119 461 が正式発表された場合には参考になると思う。

宮内座長代理：資料9-1の7ページについて、事業者等を書くか書かないか、その実在性をどこまで確認するかというのは、その記載に対する責任を誰が持つかという問題になってくると思う。

代表者が宣言していることだけを確認し、認証局はそれをそのまま電子証明書に記載するという方法と、認証局においても一定の存在確認をするという2つの手段がある。一定の確認をするということになると、確認したことについては認証局が責任を負うということになるものの、この確認にどれだけ意味があるのかということとは考えなければならない。認証局が申請企業の代表者による宣言だけを信じて認証局が存在確認をしなないとすると、eシールの電子証明書にこれを書くことに、どれだけの意味があるかということを考えなければならない。本文の中に、総務部等の事業部単位の発行主体が書いてあり会社のeシールが貼ってあるものと、証明書の中に部の名前が書いてあるのは責任の在り方として同じ。eシール証明書の整理の仕方としてしか証明書に部門名を記載する意味はないように思う。

7ページにある実在性確認は、確認のコストについてもしっかりと考える必要がある。公的な書類による確認や第三者機関のデータベースでの確認であれば、認証局としても手間をかけずしっかりと確認できる。こうした手段がない場合に、電話や配達記録郵便を利用するといった優先順位づけが必要であり、実地調査等はコストの問題を考えると適切な確認手段ではないのではないか。

質問としては、申請書に書いてある電話番号にかける電話による実在性確認にどこまで意味があるか、という点。電話を受けた方の宣言により法人の実在性が担保されるかと言う点には疑問がある。

事務局：電話の場合は第三者機関が管理するデータベースに載っている会社の電話番号にかけて申請の有無を確認することで、実際にその会社の代表の方が e シールの発行を申請してきたと考えることができると考えている。

宮内座長代理：電話での確認は申請意思の確認にはなるが、実在性の確認にはならないのか、それとも申請意思の確認の中で実在性も担保できるといことになるのか、というところが疑問。

事務局：まずデータベースに載っていれば実在性はあるというのは確認できる。その上で、データベースに登録されている代表番号にかけて、実際にその法人の代表に、e シールの発行を申請したかどうかというのを確認すれば、申請書に書いた申請の意思があったというのが確認できると認識。

宮内座長代理：実在性確認のところと申請意思の確認のところはもう少し整理が必要ではないか。

濱口構成員：小田嶋構成員から指摘のあった CAB フォーラムにおける OU に関する議論と、欧州 eIDAS 規則のフレームワークについて意見。eIDAS 規則では原則として、トラストに関わる法的なフレームワークを提供しようとしている。そのため、トラストサービスに関するフレームワークを提供し、その法的効力を承認する一方で、そのユーザーが悪意のある人物、組織でないかという点については、eIDAS 規則では触れていない。そのため、極端な話をすれば悪意のあるユーザーがウェブサイトの管理主体となって SSL サーバー証明書を取得し、サーバーの管理主体であることを主張するというのも eIDAS では禁止されていない。

他方で CAB フォーラムはブラウザのユーザー保護という目的、観点がある。そのため、サーバーの管理主体が法人代表者までちゃんとひもづいているという信頼性以上の信頼性が必要となるため、OU に部門名やブランド名を入れることで、ある悪意のある法人代表者が架空の組織を名のるようなことを防ぎたいということで、OU について議論があると認識している。そのため、今回この検討会で制度設計しようとしているものが、どのレイヤーの信頼性を提供しようとしているのかについて明確にする必要がある。CAB フォーラムの例は、ブラウザという 1 つのアプリケーションにおいては、悪意のある

ユーザーを排除するということが必要になるため、その際にはどう
いう情報管理が必要で、証明書の中にどのような情報が必要か、その
ためにどのような本人確認が必要なのかという点を考慮することが
必要になる。

また、日本の法人番号は国税関係の番号であるから EU のように
Organization Identifier として、VATJP—法人番号のように記載で
きるかどうかについては、ETSI の標準上は EU 以外の国が同様の記載
をすることを禁止していないため、恐らく可能なのではないかと。た
だし、日本の法人番号が、欧州における VAT 番号と同等のものなのかは
確認できておらず今後も検討が必要。他方、会社法人等番号に関し
ては、NTRJP として利用することができる。

手塚座長：eIDAS にも犯罪行為があった場合には刑事罰や行政罰がある
という認識でよろしいか。

濱口構成員：eIDAS が定めている罰則は、当該規則のフレームワークの信
頼性を維持するために、当該規則中で生じた悪意のある行為を罰則
の対象とするため、SP や QTSP が悪意を持って eIDAS 規則に違反をし
たサービスを提供するような場合に課されることになる。

高村参事官：eIDAS も我々が所管している電子署名法等もそうだが、罰則
は電子証明書の発行主体に対して罰則をかけていくもの。そのため、
電子証明書の発行主体に対しては行政罰や業務改善命令・業務廃止
命令を行い、時と場合によるが刑事罰というのもあり得ると思う。た
だ、発行された電子証明書を悪用した場合については有印公文書偽
造等の刑法違反のほうで対処していくべき話かと思う。

そのため、悪意のある者に e シールや電子署名の電子証明書を発
行するかどうかという点は本検討会で検討する制度の外であり、ど
のような意図があり何のために電子証明書が欲しいのかということ
は電子証明書の発行にあたり考慮する必要はないと考えている。電
子証明書が欲しいという意味の確認は必要であり、その人が宣言し
ているエンティティが正しいかどうかということも確認する必要が
あると思うが、それを何に使おうと思って申請してきているのかと
いうところの確認は、認証局の仕事ではないと考えている。

最後は制度論として決めの問題になるかと思うが、レベル 3 の e
シール用の電子証明書を考えたときに、非常に厳しい基準である CAB
フォーラムによる EV 証明書の発行基準相当が必要となるか、それと
も OV 証明書の発行基準相当でいいのかというところは本検討会で方
向性をいただきたい。実際に物理的に組織があるということを見に

行くのは認証局の負担になるというのはおっしゃるとおりかと思うのでコスト等の問題も勘案してご判断いただきたい。

袖山構成員：資料9-1の7ページについて、消費税のインボイス制度が導入された後、適格請求書発行事業者登録番号情報を API 連携できるようにすると国税庁は言っている。この情報は公的なデータベースに該当するののかという点と、この適格請求書発行事業者の登録番号を e シールの電子証明書の一要素として考えるのか、あるいは二次的な証明情報として考えているか伺いたい。

また、資料9-2について、EU の e シールにおいて、適格・先進・その他の e シールの有効期間はそれぞれ違って来るのかどうかご教示いただきたい。

6 ページの中で、法人番号に加えて適格請求書の登録番号を表示したらどうかという御提案があった。ただ、適格請求書の登録事業者の発行事業者は、全ての組織に対してこれが該当するわけではないため、桁数を追加すると、そこが記載されない組織も生じうるが問題ないか、問題がある場合には適格請求書発行事業者登録番号を別な項目としてプロフィール情報として持つべきなのかどうか、伺いたい。

事務局：適格請求書発行事業者登録番号についても識別子の1つと認識。どれぐらいのタイミングでその番号が使えるようになるかというのも、事業者さんが識別子を選択する上での判断材料になると思う。

袖山構成員：消費税の申告をしている課税事業者については、今年の10月以降、国税庁に適格請求書発行事業者の登録の申請を行うということになっている。実際に登録番号が発行されるのは2023年の3月以降になるため、登録情報が閲覧できるようになるのは2023年の4月以降ということになると思う。また、登録情報の API 連携について、実際に API の仕様を公開するのがいつかというのはまだ国税庁から開示されていない。

また、本年2月10日に国税庁は消費税のインボイス通達を新たに改正している。事業者が消費税の仕入税額控除を行う場合に、消費税を抜いた金額で経理処理をする税抜経理方式を選択した際は、これまでは、期末・決算を行うときに、まとめて処理することを認めていたものの、新たな通達により適格請求書発行事業者以外の事業者を支払った消費税相当額については、本体金額に含めて経理処理をしなければならない。

そうすると、費用の経理処理において適格請求書発行事業者かど

うかという確認を、その都度行っていかなければならないということになるため e シールをつけた電子インボイスやデジタル明細等を自動で処理ができるような仕組みをつくっていかなければ、適切な経理処理ができなくなるように考えており、どうしてもこの e シールの電子証明書には適格請求書の発行事業者の登録番号情報というのが必要になってくる。

高村参事官：電子インボイスについては、インボイスに対して、発行事業者の名称と登録番号を書かないと、インボイスとして認められなくなるという制度だと理解。そして、e シールというのがインボイスに貼られるという前提に立つと、e シールのほうにも、文面に書かれている事業者名称と登録番号とを突合できる情報の欄が必要になるというのは事務局も同じ認識。あとはそれを義務的な領域にするのか、選択的な領域にするのか、もしくはそこはもうあくまで運用の世界として整理するかということと、それについて国税庁からの通達で書き方を明示していただく必要があるか、それとも統一ルールの中で最初から含めていくべきなのかという議論はあり得る。いずれにしても、国税庁が番号を複数持つことになる。いわゆる欧州等における VAT ナンバーに相当するものが、今回のインボイスに関する登録番号だと思うが、それを Identifier として使うのか、それとも法人番号を Identifier として使うのか、もしくはその他を含めどれどれでもいいというふうにしてしまうのか、最後は制度としての決めの問題。

資料 9-1 の 5 ページに複数の番号を書いているのは、政府全体のデータ戦略・デジタル庁の議論の中で法人の ID を統一しようと議論した際の経験が背景にある。国税庁の法人番号、法務省による登記に関する会社法人等番号が既にあるとあって、経産省による G ビズ ID もあり、既に乱立している中で法人の ID を統一するのは難しいという認識を持っている。また、普段の企業の営みを考えたとき、LEI、D-U-N-S ナンバーや帝国データバンク等の企業コードが実際に世の中で動いていることを踏まえ、番号の統一は無理だという前提に立つと、機械可読な形で複数の番号を統一的に包括した形で書ける方式は何か、という発想になる。

書き方はかなりテクニカルな部分の検討となるため、この検討会で決定いただく必要はないかもしれないが、少なくともありとあらゆる番号があったときに、それを全部包括的に記載できる方式にする必要があるのか、それとも EU の方式のように特定の方式だけ記載

できる方式にしておけばいいのかというところはこの検討会の結論として頂戴できるとありがたい。

渋谷構成員：eIDAS の有効期間に関する規定については、確認が取れていない。なお、資料の 8 ページに D-Trust 社の申請フォームを載せさせているが、この例では 3 Y と書いてあるため有効期間は 3 年になっている。また、桁数について、20 桁のアルファニューメリックという格好で、ナショナル・トラスト・エージェンシーと NTA の組織名称をつけて、後ろに適格請求書と発行事業者の登録番号をつけるということも可能だと思う。

袖山構成員：桁数を決めた場合に、登録番号がない法人の扱いは問題になるか。

渋谷構成員：適格請求書等の登録番号だけ載せるということではなくて、何らかの企業を特定するコードをこの Organization Identifier のところに載せるということなので、登録番号を持っていない場合は、当該企業を特定できる違うコードを載せるという認識。

濱口構成員：証明書の有効期限に関して補足すると、法律では特段定められていない。他方、技術基準の中では、署名アルゴリズムと鍵長の耐用年数に従った形で有効期限を決めるよう書かれており、ETSI の中に TS 119 312 という、鍵長とアルゴリズムに応じた耐用年数に関する技術基準があるため、基本的にはこちらの基準に従っている。加盟国によって少し運用が変わってくるのが実態であるものの、フランスは少なくとも電子署名や e シールに係る電子証明書の有効期限に関しては 3 年以内にした方がよい、といった通達が出ていたように認識している。

山内構成員：本検討会における e シール用電子証明書の発行の際の法人の実在性確認に関する手続の話と、データ戦略タスクフォースのベース・レジストリの整備との関係についてお話したい。資料 9-1 の 11 ページに登録事項証明書や商業登記電子証明書と並んで第三者機関の管理するデータベースがある。JIPDEC もサイバー法人台帳 ROBINS という名称の企業情報・法人情報に関するデータベースの事業を約 6 年行い、企業に関するデータを一覧性のある形で閲覧できるようにして、企業の実在性確認をデジタルで行えるような仕組みを目指した。しかし、一般財団法人の事業として行うのが現実には難しく、最終的に昨年 3 月末に ROBINS を終了した。

企業が、e シール用電子証明書を発行してもらうために、登録事項証明書を法務局に取りに行くと、認証局に郵送することは非常に手

間になる。そのため第三者機関が管理するデータベースから、デジタルで直接、法人の実在性に関するデータが参照できるような仕組みが作られるべき。デジタル庁の設置に向けて、データ戦略タスクフォースにおいて、ベース・レジストリの議論がされている中で、番号や識別子にひもづいた法人の属性や法人の中の代表者に関する情報を認証局事業者にオンラインで直接渡すことができる仕組みについて、データ戦略タスクフォースの今後の取りまとめに入れ込んで、デジタル庁におけるベース・レジストリの整備とトラストの枠組みの整備に、うまくつなげていただければと思う。

新井構成員：資料9-1について、eシールの定義が発行元証明である以上、認証局は発行元を確認し、eシール用電子証明書を発行することになるその発行元については、組織以外にも機器や場所を含めて考えるべきではないか。欧州の基準で考えると、発行元が Legal Person とされ、登記されている法人などを発行元にするのはすごくふさわしいと考えているが、日本の仕組みとして検討するのであれば組織以外も含めて考えるのがよいと思う。登記に頼ることができる法人以外についてはそれがどこにどう登録されているかも重要。その点でベース・レジストリとなるもののレベル感の整理も必要になると考えている。

資料9-3について、サーバー証明書としてはOV・EV以外にDV証明書があるが、記載がないのは意図があるのか質問したい。

また、資料9-2について、証明書の発行をする際の意思の確認については今回重点が置かれていると思うが、実際eシールを使う、eシールを付す際に対しての意思に関しては何か情報があるか伺いたい。

事務局：資料9-1の5ページにあるように、組織だけではなく、機器等も対象としては考えている。欧州においても、eシール証明書の対象として機器は排除されてはいないと伺った気がするため、そこについても齟齬はないのではないかと。

濱口構成員：補足すると、欧州の場合発行対象は法人となっている。他方、法人内の機器は利用者にはなり得る。あくまで証明書のサブジェクトフィールドには法人の情報が入ることを前提に、属性情報の中に追加で、証明書が格納される機器の情報を書くことは許されている。

手塚座長：機器に対してまで番号などを枝番でつけるといったように機器の番号に関してはEUではどのようになっているか。

濱口構成員：機器の属性情報を証明書の中に入れたいというのであれば、

認証局はその機器の属性情報のシリアルナンバー等を確認する必要が出てくる。そして、その確認した番号を拡張領域に格納するといった運用になる。

山内構成員：先ほど紹介したサイバー法人台帳 ROBINS に取り組んでいた経験に基づくと、法人番号が国税庁のサイトを通じて公開されて以降、それを活用しながら法人情報を提供するビジネスが大きく増えた。もし、それらの第三者のデータベースに依拠して e シール用電子証明書を発行する場合には、当該データベースが適切に運用されているかどうかをしっかりと確認する必要がある。

手塚座長：このデータベースのレベル感については事務局にて整理いただく。三点目の、e シールを発行する際の意味に関してはどうか。

渋谷構成員：欧州の eIDAS の調査ということで、意思を伴わない、企業が発出するデータの真正性を担保する仕組みということについてのご報告だった。いただいた論点については質問の内容含めて、別途会話をさせていただきたい。

堅田構成員：実在性確認については、個人事業主をはじめとした小さい会社の存在を加味すると現実的なビジネス上の効果があるかどうかは今後検討が必要。帝国データバンクや東京商工リサーチがやっている確認と、本制度における実在性の確認のところの違いはもう少し明確にしたい。法制度等で規定できるような部分、実在性をきっちり確認できるような部分と、逆に民間企業が提供するデータベースを使いながら、企業がリスク管理という観点で確認すべき点ということとを分けられるとよい。

2 点目は、発行単位に関しては、企業の体制や企業のビジネスのやり方によって異なるものの、事業所単位・事業エリア単位のものが必要になってくる。もっとも、事業所や部署といった単位は高頻度で変わってしまうため、そこと e シールの仕組みが連動すると使い勝手が落ちてしまう点には留意が必要。罰則についての話があったが、組織の正しい権限者が正しい判断をして e シール発行しているかどうかというのは、企業ガバナンスの問題であって、e シールの制度の問題ではないと個人的には思う。企業ガバナンスやこれまでの法制度で担保できるような領域の意思や判断と、今回検討する e シールを使う、発行するというところでの判断、確認、罰則との間のどこに切れ目があるか整理していただけると、企業がユーザーとして使うときに考えやすい。

高村参事官：宮内先生から、部門名を書くことに意味があるかというお話

をいただいたが、これはeシールの電子証明書の管理の問題。すなわち、法人のeシールの電子証明書が1枚あり、これを全社的に使い回しているのかどうかという問題になる。そうすると、企業内のガバナンス構造の中での委任関係に基づき、同一の電子証明書を複数枚持つということになると思う。委任の内容の表現が部門名かバーチャルな物言いになるのかは分からないが、セグメントというのを切っていける構造には制度的にはしておいたほうがいい。ただセグメントを切った形、すなわち部門や部署レベルでの電子証明書の発行を求めてくるかどうかはそれこそ証明書の申請者次第だと考えているため、フレームワークとしては広く持っておいて、実際に使われるのはひょっとしたら小さい使い方になる、というところに構えをしておかないといけないとは思っている。

あとは、堅田構成員からいただいた罰則の話については、証明書の発行に関するプロセスにおける不正については、基本的にはeシールに関するフレームワークのほうで担保しなければいけない。他方、虚偽の申請の場合は、基本的に一般のペナルティーで処理することになる。そして、eシールに関するフレームワークのほうで定めるべき罰則や行政指導の対象となるのはあくまで認証局までであり、その認証局から得た電子証明書をどう使うかというのは別の議論と考えていただきたい。

小田嶋構成員：eシール用電子証明書の発行対象として個人事業主や意思を表示しない個人が書かれている。個人事業主の実在性確認は非常に難しい。商号登記を行っている個人事業主であれば法務局に登記されており公的に確認できるが、商号登記をしていなければ難しい。また、番号という意味で考えると、個人事業主を代々引き継ぐものとして考えて番号を継続維持するか、個人事業主が替われば別と考えて番号を別にするか、この点も論点ではないか。

新井構成員：組織の実在性確認というところでは、電子委任状法（指針第4-1）にも組織を確認するような条項があるため、そちらも参考になるのではないか。

事務局：明記こそしていないものの、電子委任状法についても参考にして資料を作成している。

小松（博）構成員：CABフォーラムでは、フィッシングサイトに対して厳格な対応をとっているため、フィッシング等に関する情報をデータベース化して、それに該当するような申請があれば、申請を受け付けないという運用で認証局はやっている。そして、これはeシールの認

証局に同様の運用を求めるとい話にはならないと思う。ただ、ある会社の e シールが不正に使われているという情報を認証局が受け取った場合に、認証局に何らかの対応をする義務が生じるか、そのような会社が e シールの申請をしたときに排除する必要があるかというところは EU ではどうなっているのか知見をお持ちの方がいたら伺いたい。認証局に過大な負担を負わせることはないようにしないといけない。

濱口構成員：調査の中でそうした事実は確認していない。利用者からの失効要求については当然対応する必要があるものの、不正な組織である、あるいは既に当該法人が何か詐欺のようなことを、e シールを使って行っていることを知った際に、認証局はその証明書を失効しなければならないといったような規定は見たことはない。他方、依拠当事者からの通報により対応することになる可能性はあると思う。

高村参事官：悪意のあるサーバー運営者に対しての証明書の発行をどうするかという部分だが、基本的にこの世界においてはサーバー証明書云々という戦いではなくてドメイン名自体における戦いとなる。要するに不正利用されているサーバーについては、取得されているドメインを潰し、DNS のネットワークから消すことで対処することが一般的。また、EV 証明では本人の身柄を押さえられてしまうため、そこまでして EV 証明書や OV 証明書サーバー証明書を使っているフィッシング詐欺サイトというのはまずないという認識でよい。

そのため、正式に取得したサーバー証明書が盗まれる、本物のサーバー証明書を使ったなりすましサイトが立ってしまうというほうが問題になる。この場合は管理の問題ということになるので、EV 証明書の発行を受けた利用者の社会的信頼の問題になるのではないか。

新井構成員から話があった DV 証明書については、ドメイン名を取ったときに、管理者の連絡先というのを登録することになっている。一般にこれを whois サービスで検索できるようになっているが、メールアドレスに証明書を送り、そのドメインを取ったときの情報と正しく整合し続けている形であれば電子証明書が発行されてしまうという、極めてカジュアルな仕組みであるため、今回の議論では本人確認という意味では確認手段にならないのかなということで、説明はあえて載せていない。

事務局：接続の問題があるとのことなので、中村構成員のコメントについて代読する。「資料 9-1 の 14 ページについて、前回の資料 8-2 の 5 ページで触れられていた監査や発行審査の妥当性に関する議論が

抜けている。この点は受領側から見た認定制度の有用性に直結するものと考えており、論点として明示していただきたい」とのこと。これはコメントとして承る。

質問ということで、「証明書は機械可読、自動処理につながるものであるという観点からは、レベル1を定義すると、オレオレ認証局を用いたなりすまし等のリスクが高まると考える。適正ルールの認定を制度にしていくのであれば、レベル1を定義しないほうがよいと考えられるが、如何」とのこと。

この質問については、事務局より提示している適格・先進、それ以外という形での3つのレベルは、ユースケースに応じて利用者の方々に使い分けていただくという趣旨、ユーザーの選択の範囲は広くしておくのがよいということ。EUでも実際にレベル1がどのようなものであるのかは把握しきれないと聞いており、そこは我が国でも同様にサービスとしては存在を否定しないことのほうが使いやすい仕組みになるのでは考えている。

宮内座長代理：利用者の悪意の有無という話があるが、認証局がこれを確認するのはかなり難しい。確認してもいいが、万が一悪意のある法人に証明書を発行してしまったときに、それは認証局の責任になるのかどうかということもセットで考えないといけない。もし認証局が負担を負うとすると認証局にとってはかなり苛酷なことになると思うので仮に確認する場合は何らか責任を免除できるような形にしないと認証局は運営できなくなると考える。

③ その他

事務局から、次回の日程について説明があった。

(3) 閉会

以上